

第6章 実現に向けて

重点事業の取り組み内容	主な関連分野
<p>九大農場跡地（予定）：新たな市街地の形成</p> <p>○九大農場跡地（予定）を活用し、公共公益施設・商業・業務・住宅など複合的な要素を併せ持つ魅力ある市街地を形成し、新たな雇用の場を創出します。</p> <p>○九大農場跡地（予定）で発掘された阿恵官衙遺跡は貴重な歴史資源であり、本町の魅力を発信できる緑の拠点として、遺跡公園の整備を進めます。</p>	<p>「土地利用」 「緑と景観」</p>
<p>袖須駅周辺：地域拠点としての整備と住環境の向上</p> <p>○袖須駅を中心とした住工混在が著しい地域では、良好な住環境の形成を目的として、地域や地権者と協議しながら住宅地及び商業地への誘導を図ります。</p> <p>○工場撤退後の土地利用が、周辺の住環境と調和したものになるよう、工場移転・撤退後の土地利用ルールや手続きなどを検討します。</p> <p>○浸水想定区域では、最大浸水深に応じた土地造成や建築の計画を呼びかけ、安全な都市空間の確保に努めます。</p>	<p>「土地利用」 「安全・安心」 「快適」</p>
<p>長者原駅から原町駅周辺：中心拠点としてにぎわいと都市空間の充実</p> <p>○長者原駅から原町駅、町役場を含む周辺地域を中心拠点に位置づけ、町の「顔」にふさわしいまちづくりを進めるため、住民・事業者・行政が一体となって取り組める協議会などの体制づくりを進めます。</p> <p>○長者原駅から原町駅を結ぶ県道 607 号線沿線に、土地の高度利用を誘導することで市街地の人口密度を高め、商業・業務施設などの利便施設の立地促進を図り、にぎわいと活力ある拠点形成をめざします。</p> <p>○高密度化を図る際には、一定の緑やオープンスペースを確保するなど、道路などの公共空間の景観整備、建築物のデザイン向上や民有地の緑化促進を図ります。</p>	<p>「土地利用」 「緑と景観」</p>
<p>長者原駅：交通結節点としての機能充実</p> <p>○長者原駅の交通結節点として機能充実を図るため、駅へのアクセスの向上、駅前広場などの再整備、休憩サービス機能の充実、駅利用者にわかりやすい案内機能の強化などを推進し、バス、自動車、歩行者それぞれが使いやすい環境の整備を進めます。</p>	<p>「交通体系」</p>
<p>駕与丁公園：公園のさらなる魅力向上</p> <p>○適正な維持管理・水質の維持保全に努めます。</p> <p>○町内外からの来訪者も多く訪れるバラ園を充実させます。</p> <p>○駕与丁公園と隣接する敷縄池（中央地区）の遊歩道整備等により、より広がりを持った緑と水のエリアを形成します。</p> <p>○公園利用者の利便の向上に資する飲食店、売店等の設置を図り、その際には、民間事業者を活用した公園施設の整備・改修・運営等を一体的に行う制度の導入を検討します。</p> <p>○新たな駐車場の確保・整備を進めます。</p>	<p>「緑と景観」</p>
<p>南部大規模集客施設：交通結節点としての環境整備</p> <p>○南部の大規模集客施設は本町と福岡市中心部や福岡空港、志免町、須恵町などの周辺市町等をつなぐバス交通の拠点の一つとなっています。町内巡回バスの乗り入れを進め住民の公共交通の利便性向上を図るとともに、バス待合施設の拡充を図ります。</p>	<p>「交通体系」</p>

2. まちづくりの進め方

都市計画マスタープランを実現するため、行政だけでなく住民や事業者などとの協働によるまちづくりへの理解を深め、積極的にまちづくりに参加できる環境づくりに努めます。

また、まちづくりの推進に向け、庁内体制の強化を図りながら、国や県、周辺自治体、その他の関係機関と充分に協議・連携し進めていきます。



(1) 住民や事業者などとの協働によるまちづくり

まちづくりの主役は地域住民であり、また事業者もまちづくりの重要な担い手です。

これら住民と事業者、行政の適切な役割分担と相互の協働による取り組みを進め、参加型のまちづくりを進めていきます。

・まちづくりについての情報提供

町の広報誌やホームページ等を通じて都市計画マスタープランを公開するとともに、パンフレットの配布や住民への説明等による啓発を行います。

・住民参加の推進

住民にとって、より使いやすく、親しみのあるまちづくりを進めるため、公園や道路等の整備計画策定や、まちのルールづくりなどへの積極的な住民参画を推進します。

・産学官の連携

産学官の連携により、民間事業者の経営能力や技術力、大学など教育機関・研究機関の専門的知識を取り入れるなど、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。



■粕屋町ホームページ
都市計画やまちづくりのご案内 イメージ

(2) 庁内推進体制の強化

都市計画マスタープランの実現に向け、庁内推進体制の強化を図り、所管の都市計画課を中心に、関係課との連携を密にしながら総合的視点に立ったまちづくりを推進します。

また、町職員と地域住民がともに参加してまちづくりを進めていくためには、体制の強化を図るとともに、町職員の育成が必要です。先進地の視察やヒアリング、研修等の充実により、まちづくりに対する専門性の高い職員の育成を図ります。

(3) まちづくり財源の確保

施策や事業によっては大きな財源を必要とし、短期的に完了するものや長期的に続くものまで多種多様であるため、安定的な財源の確保に努めます。可能な限り施策に合致した国の補助金・交付金の導入を図ります。

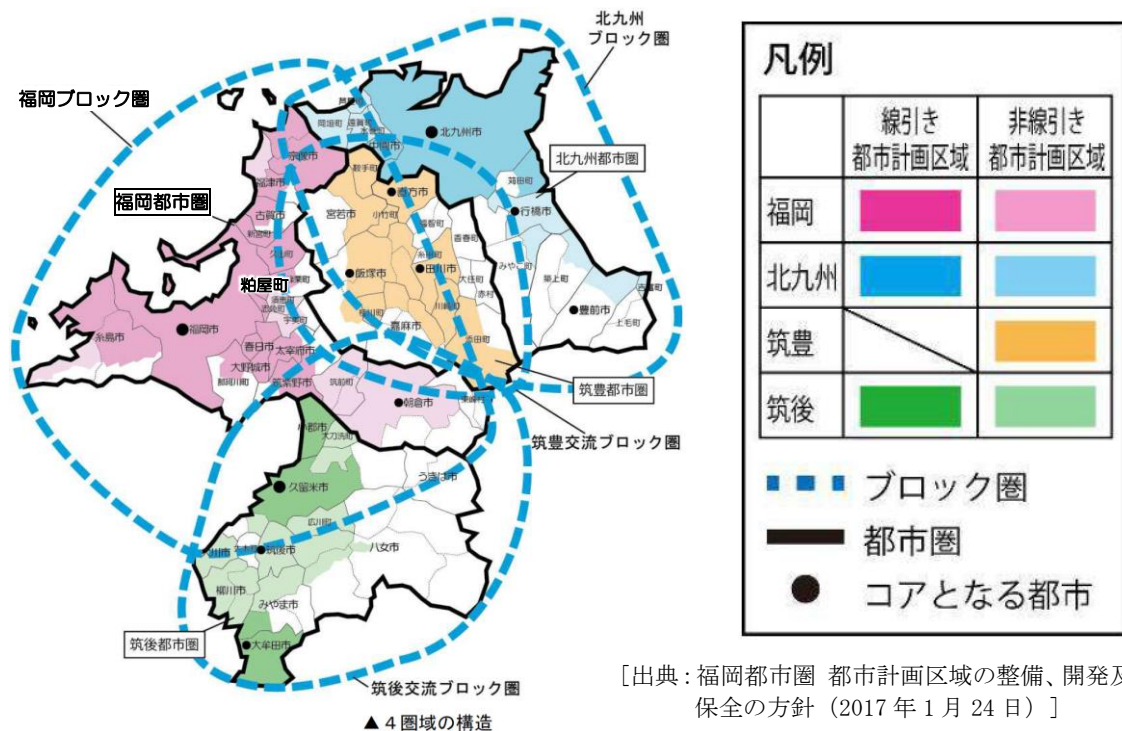
(4) 広域的連携

計画を実現していくには、本町単独では取り組みが困難なことや、周辺自治体と連携することで効果が増大するものなどがあります。特に、道路・交通対策、公共施設の連携利用、防災対策等の課題については広域的な連携が重要となります。連携内容や範囲、有効性を十分検討した上で、国・県・周辺自治体、その他の関係機関との連携を強化するとともに、本計画に示すまちづくりの基本的考え方について、理解と協力を求めています。

参考

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針における圏域の捉え方

- ブロック圏：広域的、重層的な交流の圏域
- 都市圏：ブロック圏を基本としつつ、都市計画の運用を念頭に置き、境界部を明確化させた圏域



(5) 計画の見直し

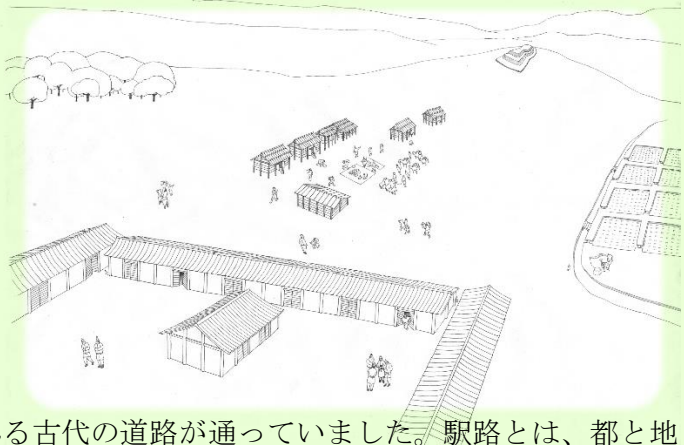
本計画は、概ね20年後の2040年（令和22年）を目標としていますが、福岡県の県都市計画区域の整備、開発および保全の方針（区域マスタープラン）や町の総合計画など、上位計画との整合を図り、社会経済の動向・変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

また、目標年次は都市計画マスタープランを適用する概ねの期限を示すもので、目標年次までに完了するという性格のものではありません。

トピック

いにしへの粕屋町 ～粕屋町の歴史文化～

粕屋町に所在する国史跡阿恵官衙遺跡※は、飛鳥時代から奈良時代（西暦 600 年代後半～700 年代後半）に、古代の糟屋郡の役所跡が発見された遺跡です。現在も使われている「郡」という行政単位は、701 年大宝律令によって定められたのが始まりで、阿恵官衙遺跡はまさに糟屋郡の始まりに位置付けられる遺跡です。



この阿恵官衙遺跡の横を、駅路と呼ばれる古代の道路が通っていました。駅路とは、都と地方を結ぶために全国に整備された交通網の一つで、道沿いの一定間隔ごとに駅家という施設が置かれていました。駅家は、移動に使う馬の管理のほか、飲食や宿泊施設としての役割があります。阿恵官衙遺跡の横を通る駅路は、大宰府と都を結んでいて、役人や外国使節などが往来する重要な経路でした。

阿恵官衙遺跡から駅路沿いに北へ約 1 km の地点に、夷守駅家の可能性が高い内橋坪見遺跡があります。当地で詠まれたとされる 2 首の歌が万葉集に残されていて、その詠み人は「令和」の語源となった梅花の宴にも参加していた山口若麻呂と大伴百代です。梅花の宴の主催者でもあり、大宰府の長官であった大伴旅人の部下にあたる人物です。梅花の宴から半年後、大伴旅人が重病に倒れたときのことです。奈良の都から親類を呼び寄せて遺言を伝える手はずを整えたところ、幸いにも一命を取り留めて旅人の病状は回復します。安堵した親類が都へ帰京するとき、先の大伴百代、山口若麻呂らが連れ立って夷守駅家まで見送りをし、別れの宴を開いています。このとき詠まれた歌が次の 2 首です。

周防なる磐国山を越えむ日は手向けよくせよ荒しその道（都へ帰る途中、周防の国の岩国山を越えるときは、険しい道なので、神にお供えをして気をつけてお帰りください）山口若麻呂

草枕旅行く君を愛しみ副ひてぞ来し志珂の浜辺を（都へ旅立っていくあなたと別れがたくて、志珂の浜辺まで一緒に来てしまいました）大伴百代

古代においても交通の要衝であったこの地域の歴史が、「令和」の元号とともに、1300 年の時を超えて現代の私たちに語りかけてくれます。

※ 阿恵官衙遺跡は令和 2 年 3 月 10 日に国の史跡に指定されました。

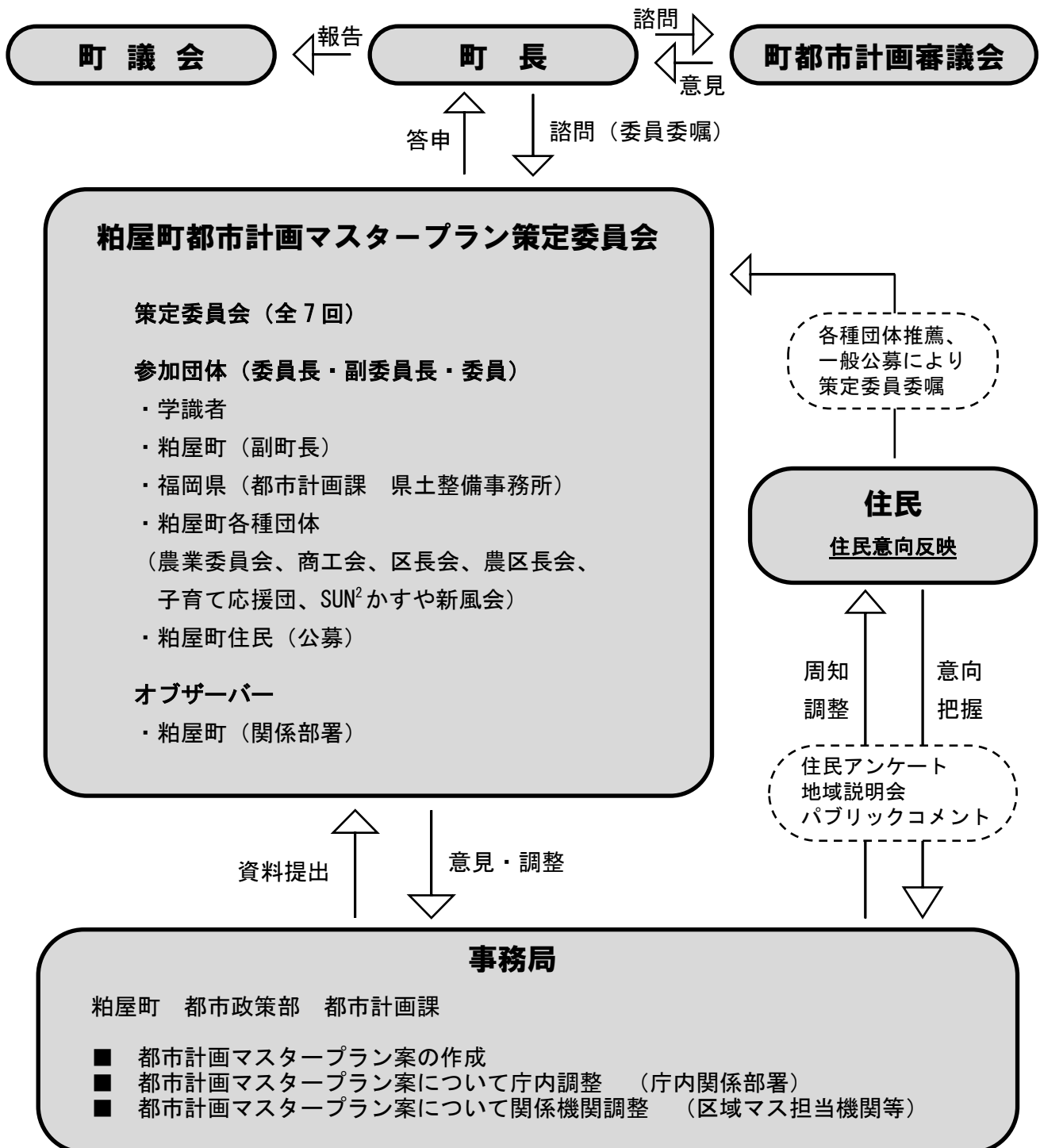


資 料 編

資料1 策定の経緯

日 程	事 項	主 な 内 容
平成30年8月23日	策定委員会 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員の委嘱 ・策定手順及びスケジュールについて ・住民アンケートの調査方針について ・まちの状況（人口動向・都市構造評価）について
平成30年9月27日 ～11月2日	住民 アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・調査人数：3,000人 ・調査対象：町内在住で18歳以上の方 ・有効回答数：1,005票（回収率33.5%）
平成31年2月15日	策定委員会 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート調査結果について ・土地利用ポテンシャルの評価について ・計画策定以降のまちづくりの取り組みについて ・まちづくりの課題の確認と検討
令和元年7月2日	策定委員会 第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1章 都市計画マスタープランとは」の説明 ・「第2章 まちの現状と都市整備の課題」の説明 ・「第3章 まちの将来像」の検討 ・「第4章 将来像実現のための方策（前半）」の検討
令和元年8月5日	策定委員会 第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・前回委員会等による素案修正箇所の説明 ・「第4章 将来像実現のための方策（後半）」の検討
令和元年11月7日	策定委員会 第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・前回委員会等による素案修正箇所の説明 ・「第5章 各地区のまちづくり」の検討
令和2年1月30日	策定委員会 第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・前回委員会等による素案修正箇所の説明 ・「第6章 実現に向けて」の検討 ・「資料編」の説明
令和2年4月8日 ～5月7日	パブリック コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町ホームページ及び粕屋町役場窓口にて都市計画マスタープラン素案を公開
令和2年7月28日 令和2年7月29日	説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・粕屋町健康センター1階 多目的室にて開催 参加人数14人（7月28日：8人、7月29日：6人）
令和2年9月29日	策定委員会 第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画マスタープラン（案）」の説明
令和2年10月14日	策定委員会 答申	<ul style="list-style-type: none"> ・町長への答申
令和2年11月13日	都市計画 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画マスタープラン（案）」の諮問、意見
令和2年11月19日	審議会 答申	<ul style="list-style-type: none"> ・町長への答申
令和2年12月11日	町議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画マスタープラン」の報告

資料2 策定体制



資料3 粕屋町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

	氏名	職名
委員長	鶴崎 直樹	九州大学 准教授 (大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門)
副委員長	黒瀬 武史	九州大学 准教授 (大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門)
委員	吉武 信一	粕屋町副町長
	野上 和孝 松村 知樹	福岡県 建築都市部 都市計画課長
	永田 仁美 森山 衛	福岡県 福岡県土整備事務所 地域整備企画監
	長 武範	粕屋町農業委員会
	向野 純法	粕屋町商工会
	田代 眞	粕屋町区長会
	山田 隆光	粕屋町農区長会
	長 裕美	粕屋町子育て応援団
	萩尾 浩記	SUN ² かすや新風会
	八尋 悟郎	粕屋町住民(公募)
	田代 勘	粕屋町住民(公募)
オブザーバー	堀田 浩子	粕屋町住民(公募)
	山本 浩	粕屋町都市政策部長
	山野 勝寛	粕屋町総務部長
	八尋 哲男	粕屋町地域振興課長
	今泉 真次	粕屋町経営政策課長

敬称略

資料4 前計画策定以降のまちづくりの主な取り組み

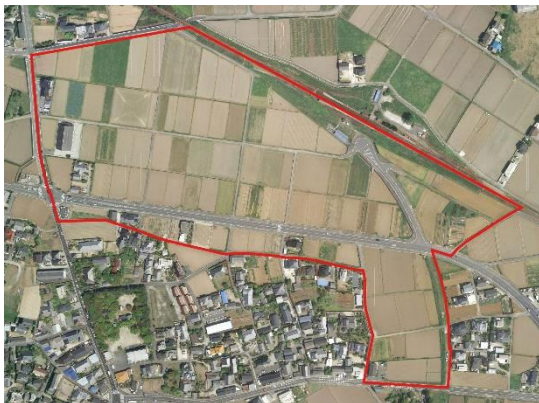
前回の「粕屋町都市計画マスタープラン」を策定した平成22年10月以降、本町では都市計画マスタープランに沿って様々なまちづくりに取り組んできました。

●土地利用に関する主な取り組み

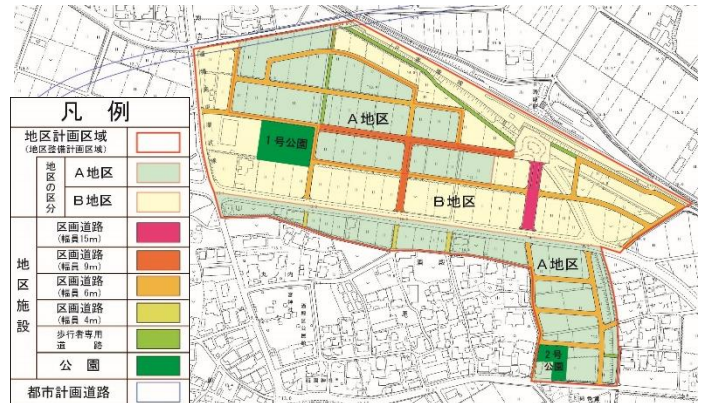
・JR駅周辺のにぎわい暮らし拠点づくり 人口増加を受け止める住宅地整備

酒殿駅南土地地区画整理事業の開始 11ha 計画人口 800人

..... (平成30年4月～令和4年3月完了予定)



酒殿駅南地区地区計画 対象地 H22年当時



酒殿駅南地区地区計画 計画図

・人口増加を受け止める住宅地整備

花ヶ浦一丁目土地地区画整理事業（おひさまのまち花ヶ浦） 2.5ha 計画人口 248人

..... (平成23年12月～平成28年5月)

花ヶ浦ヒラキ土地地区画整理事業 1.0ha 計画人口 100人

..... (平成24年2月～平成26年3月)

原町五丁目土地地区画整理事業 1.5ha 計画人口 150人

..... (平成27年6月～平成29年11月)



おひさまのまち花ヶ浦
H22年当時



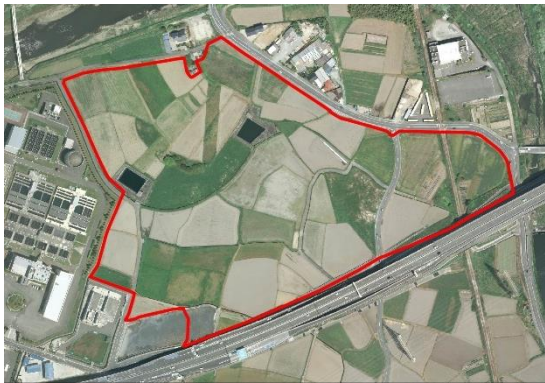
おひさまのまち花ヶ浦
現在



資料編

・広域的役割に応えるための物流拠点の充実

物流施設用地の整備 戸原北西地区 11ha…………… (平成 28 年 7 月～平成 29 年 5 月)



戸原北西地区 H22 年当時



戸原北西地区 現在



・既成市街地の維持・再生

都市計画区域の再編

福岡都市計画区域から福岡広域都市計画区域へ再編…………… (平成 29 年 1 月)

地区計画の決定

花ヶ浦ヒラキ地区 1.0 ha…………… (平成 24 年 8 月)

江辻山 8.2 ha…………… (平成 29 年 1 月)

酒殿駅南地区 13.3 ha…………… (平成 29 年 10 月)

●交通体系整備に関する主な取り組み

・都市間交通幹線道路、地域内幹線道路の整備

道路の 2 車線化、自転車レーンや歩道の整備

県道 607 号線 (都計道 千代粕屋線) 福岡市～扇橋 L=1,760m…………… (平成 12 年～平成 26 年)

バイパス等幹線道路の整備

筑紫野古賀線 (都計道 粕屋宇美線) 須恵町～大隈跨道橋 L=1,360m (平成 16 年～事業中)

福岡東環状線 (都計道 井尻粕屋線) 扇橋～広田 L=1,720m…………… (平成 21 年～事業中)

新設道路 (都計道 粕屋久山線) 広田～多々良川 L=370m…………… (平成 25 年～事業中)

五寸田・鴨川線 (都計道 土井宇美線) 五寸田～雨水橋 L=340m…………… (平成 26 年～平成 28 年)



県道 607 号線 H22 年当時



県道 607 号線 現在

・生活道路などの整備と安全性向上

右折レーンの設置 県道 607 号線 若宮交差点 (平成 27 年～平成 30 年)

歩道の拡幅 長者原・江辻線 三角田交差点 (平成 28 年 8 月)

歩道の拡幅 仲原・戸原線 原町交差点 (平成 30 年 3 月)



若宮交差点 H22 年当時



若宮交差点 現在

●安全・安心・快適づくりに関する主な取り組み

・防災、減災のまちづくり

駐車場に地下式調整池を整備

粕屋町役場 容量 2,100m³ (平成 23 年 3 月)

粕屋フォーラム 容量 3,450m³ (平成 24 年 3 月)

長者原上区公民館 容量 360m³ (平成 26 年 7 月)

調整池機能を有した公園整備

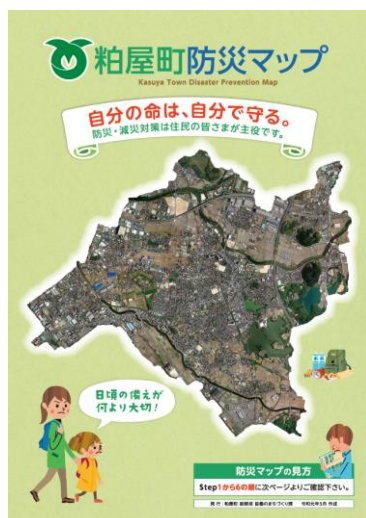
阿恵大池公園 容量 8,400m³ (平成 25 年 4 月)

防災マップ、防犯灯

粕屋町防災マップの作製・配布 (令和元年度)

小学校別防災マップ作製・配布 (平成 24 年度、令和元年度)

防犯灯 353 基設置 (平成 23 年～平成 30 年)



令和元年度作成 粕屋町防災マップ



資料編

●緑の拠点づくり・風景づくりに関する主な取り組み

・緑の拠点の保全・整備

阿恵大池公園の整備 公園面積 1.82ha (平成 25 年 4 月)

駕与丁公園の整備 複合遊具の設置 (平成 27 年 3 月)



阿恵大池公園
H22 年当時



阿恵大池公園
現在

・風景づくり

住宅整備にともなう良好な住景観づくり おひさまのまち花ヶ浦

第 13 回「住まいのまちなみコンクール」住まいのまちなみ賞受賞 (平成 29 年)

資料5 施策に対する満足度・重要度（校區別集計）

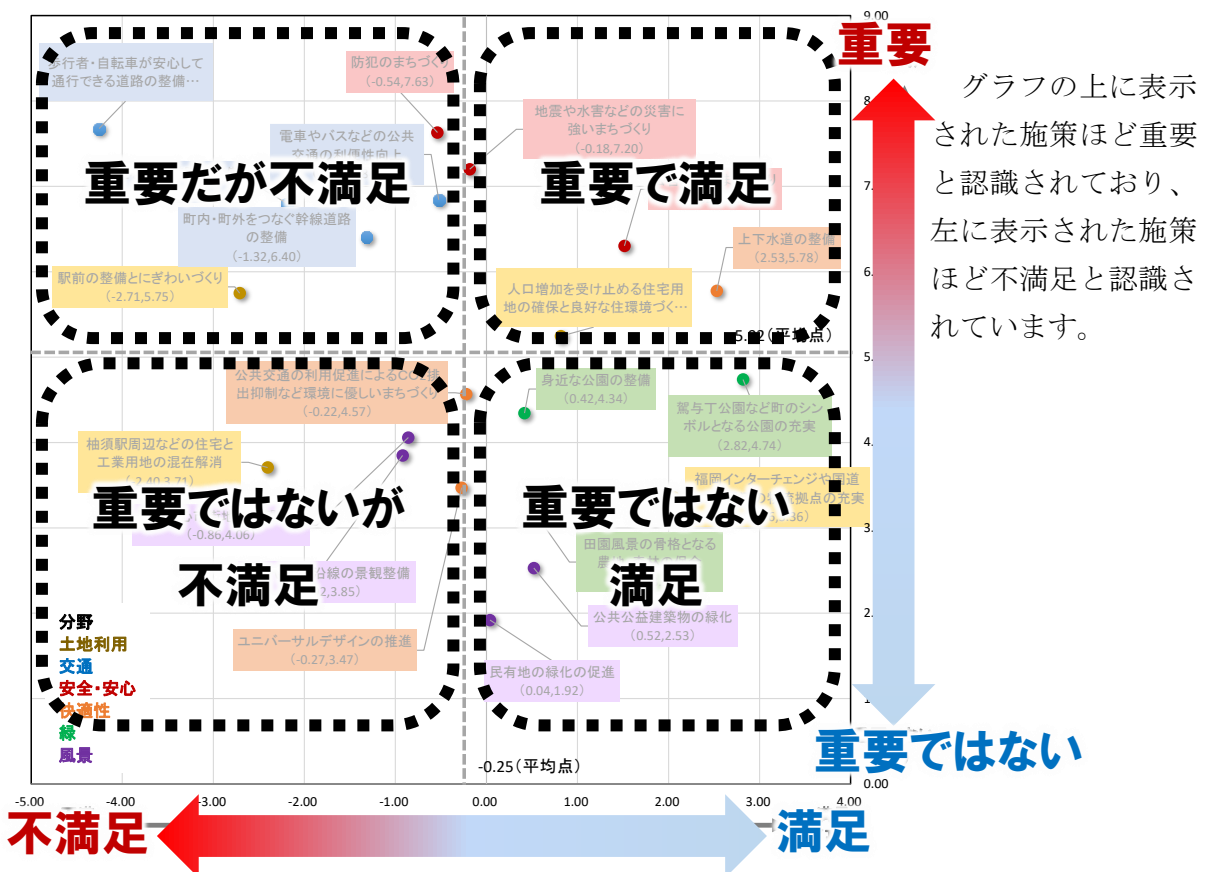
平成30年に実施した住民アンケート調査で、これまで取り組んできた都市計画マスタープランの主要施策について、満足度と重要度の評価点を算出し、満足度・重要度の両方から評価しています。

設問内容：これまで取り組んできたまちづくりについてどれくらい満足していますか。
今後のまちづくりにおいてどの程度重要ですか。
(重要度と満足度について5段階のうち1つだけ選択する単一回答)

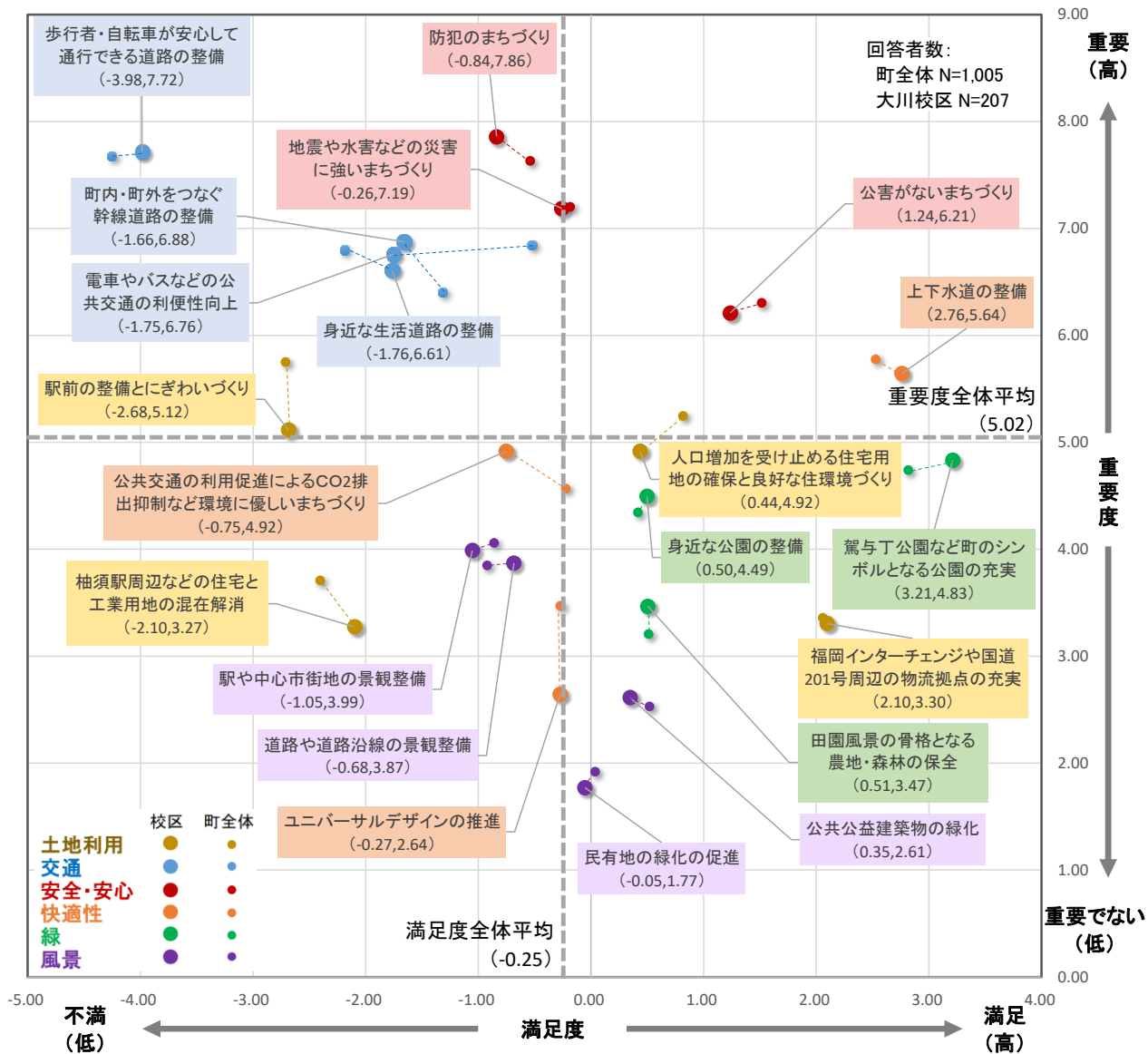
●満足度・重要度を示す評価点の算出方法

満足度 評価点	=	「満足」の回答者数×10点 「やや満足」の回答者数×5点 「どちらともいえない」の回答者数×0点 「やや不満」の回答者数×-5点 「不満」の回答者数×-10点 の合計	÷	「満足」 「やや満足」 「どちらともいえない」 「やや不満」 「不満」 の回答者数の合計 (無回答を除く回答者数)
重要度 評価点	=	「重要」の回答者数×10点 「やや重要」の回答者数×5点 「どちらともいえない」の回答者数×0点 「あまり重要でない」の回答者数×-5点 「重要でない」の回答者数×-10点 の合計	÷	「重要」 「やや重要」 「どちらともいえない」 「あまり重要でない」 「重要でない」 の回答者数の合計 (無回答を除く回答者数)

■グラフの見方



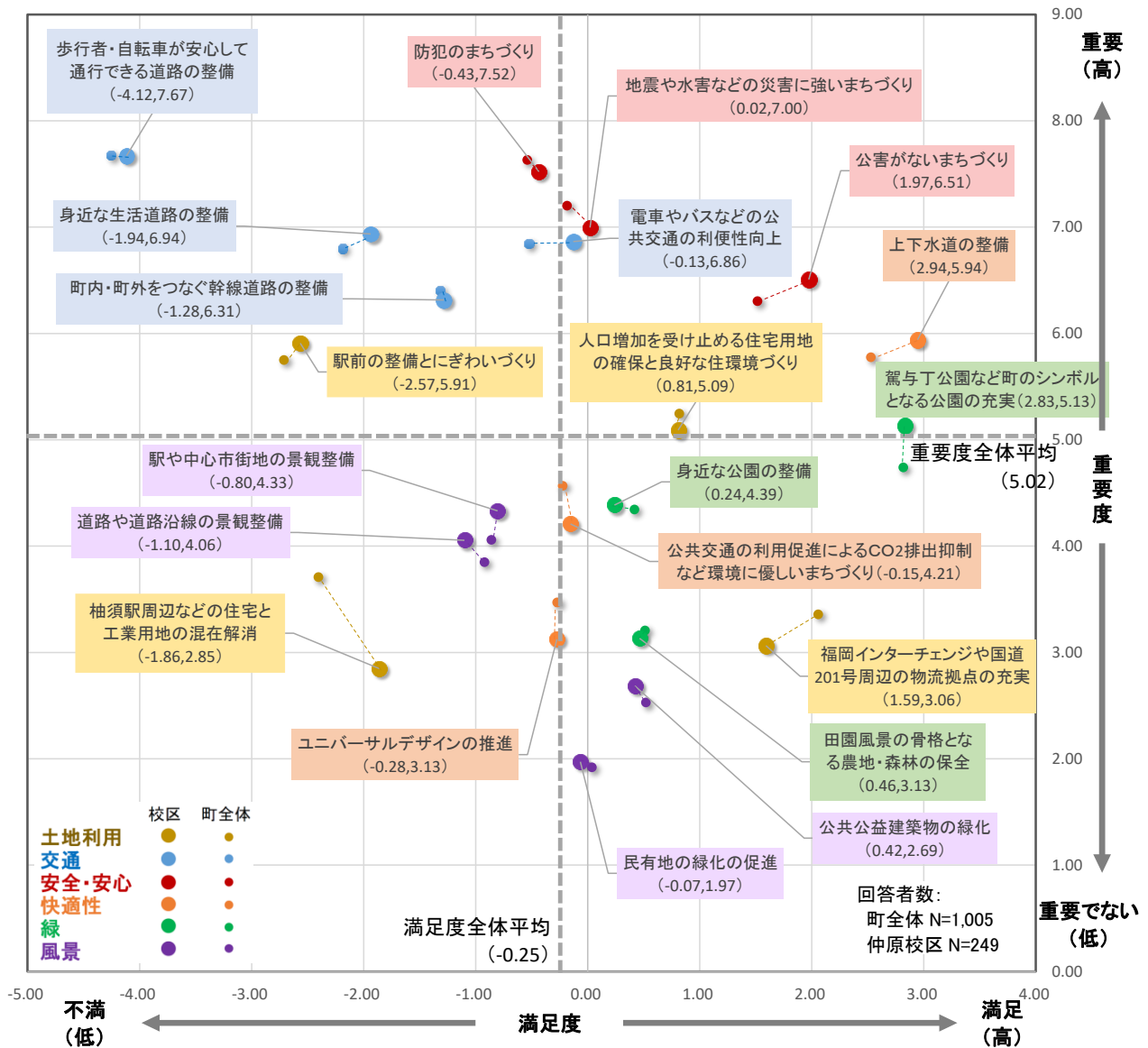
■大川校区の施策に対する満足度・重要度



(注) アンケートの集計区分 (小学校区) と地区別構想の地区区分には若干の違いがあります。

[資料: 平成 30 年度住民アンケート調査]

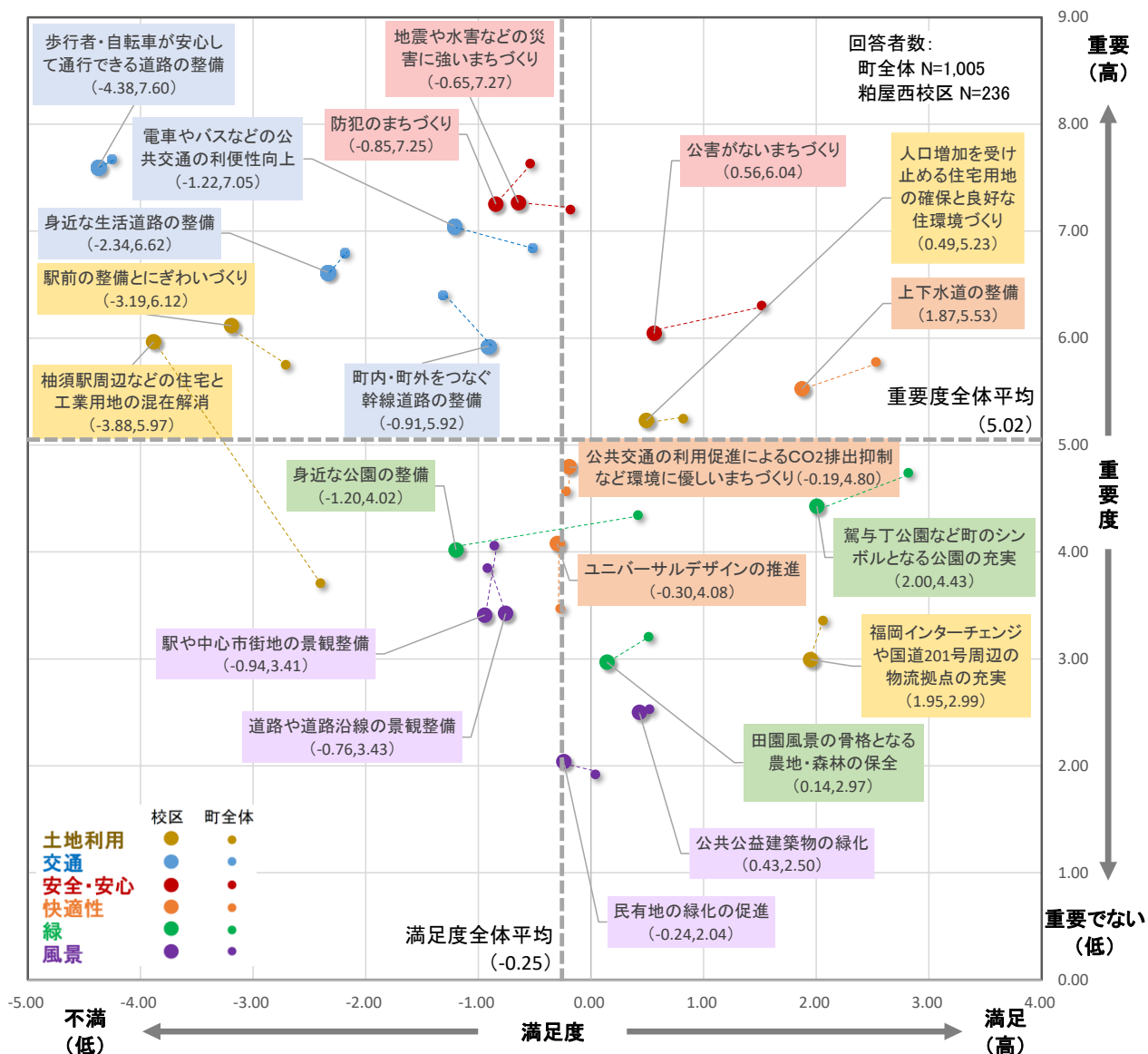
■仲原校区の施策に対する満足度・重要度



(注) アンケートの集計区分 (小学校区) と地区別構想の地区区分には若干の違いがあります。

[資料: 平成 30 年度住民アンケート調査]

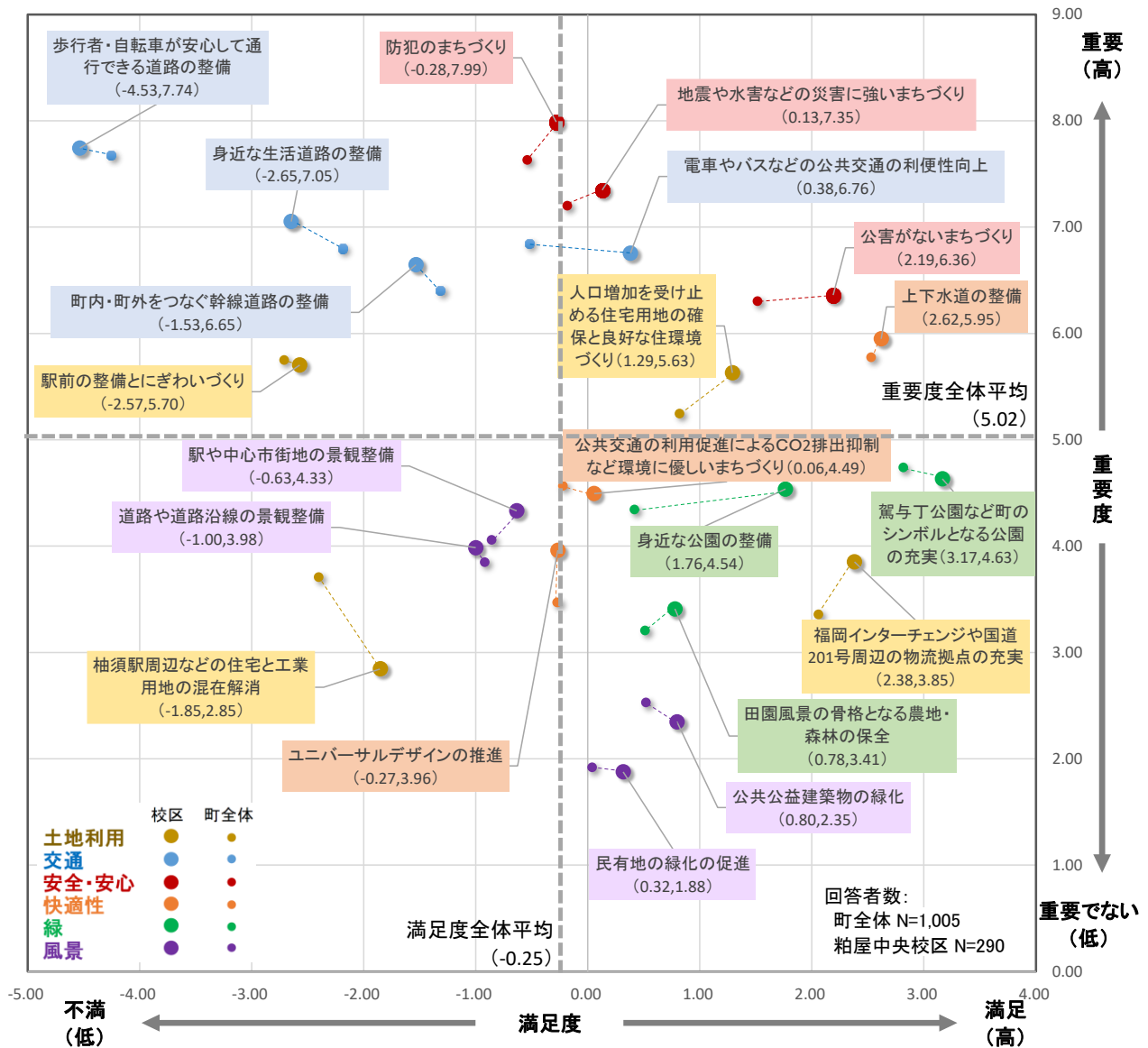
■粕屋西校区の施策に対する満足度・重要度



(注) アンケートの集計区分 (小学校区) と地区別構想の地区区分には若干の違いがあります。

[資料: 平成 30 年度住民アンケート調査]

■粕屋中央校区の施策に対する満足度・重要度



(注) アンケートの集計区分 (小学校区) と地区別構想の地区区分には若干の違いがあります。

[資料: 平成 30 年度住民アンケート調査]

資料6 用語集

あ行

エコ通勤・通学

徒歩や自転車、公共交通機関、相乗りの利用といった、二酸化炭素の排出などの環境への負荷が少ない通勤、通学。

か行

高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める。

高齢化率

人口に対する 65 歳以上の高齢者の割合。

小売り吸引力

各市町村の人口 1 人当たりの年間販売額を県平均で割った数字。1 以上だと他市町村からも消費者を吸引していると言える。

さ行

市街化区域

都市計画区域の中に定められる区域で、市街地として積極的に開発・整備する区域であり、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域の中に定められる区域で、市街化を抑制すべき区域である。区域内では、原則として、農林漁業用の建物や、一定の条件を満たすもの以外を除き、開発行為は許可されない。

情報通信技術 (ICT)

Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

水洗化率

現在の下水道処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合。

ゾーン 30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保

することを目的とした交通安全対策のひとつ。区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制する。

た行

大規模流通業務施設区域

市街化調整区域において、4 車線以上の国県道等の沿道や高速道路のインターチェンジ周辺で、現在及び将来の土地利用上支障がないと県知事が判断した区域内において、一定量の流通業務が認められる倉庫等のための開発行為を許容するもの。

地区計画

それぞれの地区の特性に相応しい良好な環境を整備、保全するために、地区内の建築物の建築形態、公共施設の配置などについてきめ細かく定められる計画。

都市全体の観点から定められる用途地域などをカバーし、地区レベルのきめ細かな整備・保全を行うための都市計画法の制度。

超スマート社会 (Society5.0)

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。

都市計画区域 (区域区分有り)

都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域として都市計画法第 5 条に基づき県知事が指定する区域であり、区域内は都市計画法その他の法令の適用を受ける。

そのうち、区域区分が有る都市計画区域とは、市街化区域および市街化調整区域の区分が定められた都市計画区域である。一般に、線引き都市計画区域ともいう。

都市計画区域の整備、開発および保全の方針

都市計画区域ごとに、その都市計画の基本的方針を示すもので、都市計画法第 6 条の 2 に基づいて県が定める。内容として、①都市計画の目標、②市街化区域・市街化調整区域の区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針、③その他土地利用・都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を含む。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の増進に寄与することを目的として昭和44年に制定された、都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。

都市計画区域の指定などの都市計画の内容、その決定手続き、各種の規制等について定めている。

都市施設

都市に必要な交通施設、公共空地、供給施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設など。必要なものを、都市計画の一つとして、都市計画法第11条に基づき、位置などを定める。

な行

農業振興地域

今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域として、農業振興地域の整備に関する法律第6条に基づき、県知事が指定する地域。

は行

パークマネジメント

新規の公園整備だけでなく、既存の公園の魅力や可能性を増したり、再生する視点から事業を実施するとともに、結果を評価して継続的に改善を行っていくこと。

バリアフリー

高齢者や障がい者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための取り組み。主に道路・公共交通機関・公園などの公共空間における移動の障壁を除去することを指し、これについて、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されている。

ビューポイント（視点場）

美しい風景を見わたせる眺望の良い場所。

福岡広域都市計画区域

福岡都市圏の15の市町（福津市、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、篠栗町、志免町、新宮町、久山町、粕屋町）の区域に跨る区域区分がある都市計画区域。

防犯環境設計

建物や街路の物理的環境の設計（ハード的手法）により、犯罪を予防すること。直接的な手法として「被害対象の回避・強化」と「接近の制御」、間接的な手法として「自然

監視性の確保」と「領域性の確保」があり、これらを組み合わせることで実施することが重要とされる。

防災マップ（ハザードマップ）

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の浸水状況を予測した「洪水浸水想定区域」等が示されている。

や行

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味する。年齢、性別、体の大きさ、障がいの有無などに関係なく、「まち」や「もの」などを、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすいように考えてつくること。

用途地域

都市計画区域内で定められる地域の一つ。建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどの形態に制限を加えることにより、生活環境の向上や商工業等の土地利用の利便の増進を図るもので、それぞれの地域の特性に応じて13種類の地域のうちから設定される。

ら行

流出人口、流入人口

流出人口は、粕屋町に住み、他の市町村へ通勤・通学する人口。流入人口は、他の市町村に住み、粕屋町へ通勤・通学する人口。

流通業務地区

都市計画上の地域地区の一つで、流通業務市街地の整備に関する法律に基づく。交通施設の整備の状況に照らして流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域を対象に指定される。流通業務地区内では、貨物の積卸しのための施設、荷さばき場、運送業等の用に供する事務所など一定の施設以外の新増築や用途変更が原則的に禁止される。また、流通業務地区内の建築物については、用途地域および特別用途地区の規制は適用されない。

**粕屋町都市計画マスタープラン
都市計画基本方針**

令和2年12月

発行 粕屋町都市政策部都市計画課

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号